

介護給付費請求明細書返戻依頼書について

1 受付期間

毎月1日～20日

2 注意事項

① 請求明細書（サービス計画費含む）が対象です

給付管理票は返戻扱いにできません。修正が必要な場合は翌月以降修正の給付管理票を提出してください。

② 審査中の請求明細書が対象です

すでに支払を受けた請求明細書については、各保険者に取下げ処理（過誤処理）の依頼をしてください。

③ 県内利用者の請求明細書が対象です

他県利用者の請求については、群馬県国保連合会では返戻にできません。各保険者に取下げ処理（過誤処理）の依頼をしてください。

④ 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表には、「審査委員会の判定により却下」で掲載されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1071099999	平成25年5月審査分				平成25年5月31日		
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所					1頁 群馬県国民健康保険団体連合会		
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数 （特定入所者介護費等）	事由	内 容	備 考
10000 △△市	000000001 かむ 知	請	H25.4	17	1,200	E	審査委員会の判定により却下	返 戻

* 請求明細書に他の一次エラー又は資格エラーがあった場合、備考欄にはエラーコードが表示されます。